

(案)

令和2年度

事業計画

社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団

目 次

1 友愛のさと診療所	1
2 療育センター	4
3 子どものこころの診療所	6
4 相談支援事業所シグナル	8
5 発達相談支援センタールピロ	10
6 児童発達支援センター「ひまわり」	12
7 浜松市保育所等巡回支援事業	17
8 浜松市発達支援広場事業	18
9 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」	20
10 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」	22
11 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」	24
12 就労継続支援施設「はばたき」	26
13 障害者生活介護施設「ふれんず」	28
14 地域活動支援センター「オルゴール」	30
15 身体障害者福祉センター	32
16 障害者体育館及びプール	33
17 共通事項	34
18 法人本部（事務局）	36

1 友愛のさと診療所

[根拠法令等 : 医療法第1条の5第2項、障害者総合支援法第5条第8項]

診療科目	診療日
小児科	月～金曜日
精神科	月～金曜日
整形外科	第2・第4金曜日
眼科	月曜日
耳鼻いんこう科	第1・第3火曜日

1 運営方針

医師の専門性や採算性等の理由により、他医療機関での診療が困難となっている児童精神医学領域及び小児神経医学領域の患者に対して、専門医療サービスの提供を適正かつ円滑に行っていく。また、浜松市の各専門機関や行政機関と緊密な連携を行い、社会的信頼を得るとともに社会貢献に努める。

2 重点項目

<診療部門>

- (1) 非常勤医師を確保することにより、増大する医療ニーズに対応し、再診患者及び新患患者の待機期間の短縮を図る。
- (2) 質の高い医療の提供を目的に職員教育を体系化し、職員間のスキル格差を縮め業務内容を充実する。
- (3) 訪問事業のニーズに合わせ、必要に応じて作業療法、言語療法を実施する。**事業拡充**
- (4) 医療型特定短期入所事業は、希望者に対し作業療法を実施して利用者の身体の諸機能の回復及び維持を図る。**事業拡充**

<心理部門>

- (5) トラウマ治療が必要なケース増加に対応するための研修を進め、トラウマ治療の充実を図る。
- (6) 学習障がいがある児童の漢字学習についての方法を学ぶためのグループ指導の効果の検証と改善を行っていく。
- (7) かんもく等の特殊なあらわれがある児童の保護者同士の情報交換の場を引き続き設ける。
- (8) 行動障がいがある児(者)への具体的な支援についてABAの専門家の指導を受けて効果的な支援を提供する。

<リハビリ部門>

- (9) 重症心身障がい児(者)に対し、理学療法士による姿勢管理や呼吸介助・排痰介助の指導・パーカッションベンチレーター等の使用による呼吸機能維持、整形外科治療やボトックス治療との連携による効果的なリハビリテーション補装具の作成及び教育機関等との地域連携を実施する。
- (10) 摂食機能障がいがある児童の摂食機能訓練、及び保護者に対する情報提供を目的としたグループ指導を引き続き実施する。
- (11) 重症心身障がい児(者)に対する認知・環境適応手段等について、作業療法士が Assistive -Technology を用いた効果的な支援を提供できる環境設定、支援方法の充実を図る。
- (12) 発達性協調運動障害(DCD)がある児(者)に対する作業療法士による客観的評価、検査導入の検討と試行をする。**新規**
- (13) 一般の視力検査が困難な児童に対して、視能訓練士が視機能検査を行い、眼科医が診療を行う事により、斜視や弱視といった疾患を早期に発見し治療につなげる。

3 主な事業

3-1 診療事業

項目	事業内容	計画件数等	
(1) 診療事業	一般外来、乳幼児精密検査、予防接種等の実施	診療実日数 243 日 延べ患者数 40,000 人 うち新患者数 750 人 精神科 243 日 21,300 人 小児科 243 日 17,800 人 内訳 整形外科 24 日 380 人 耳鼻いんこう科 24 日 120 人 眼科 40 日 400 人	
(2) 薬局	院内処方	50 件	
	院外処方	8,000 件	
(3) 診療事業 (訓練指導)	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練・療法を実施	指導実日数 243 日 延べ患者数 21,240 人 内訳 理学療法 4,500 人 作業療法 3,500 人 言語聴覚療法 3,200 人 視能訓練 740 人 臨床心理 9,300 人	
個別指導	乳幼児に対する個別・集団指導(※再掲)	早期支援グループ [もぐもぐ・パンダ] 150 人	48 回
	心理グループ支援 (※再掲)	①学童期の発達障害のある児への小集団療育[SSTグループ] 320 人	32 回
		②青年期前期の発達障害のある男子小集団支援[ゲームクラブ] 10 人	2 回
		③次年度就学を控えた発達障がいのある児の小集団支援 [学校ごっこ] 36 人	6 回
		④学童期から青年期の発達障害のある女子小集団支援 [ガールズクラブ] 16 人	2 回
		⑤発達障害のある児の親支援 [ゲームクラブ親の会] 10 人	2 回
		⑥発達障害のある児の親への育児支援 [ペアレント・トレーニング] 216 人	36 回
		⑦漢字グループ 16 人	8 回
		⑧かんもくグループ 36 人	6 回
	ピアクラブ	作業療法、言語聴覚療法の個別指導を終了した学童期の小集団指導 200 人	33 回
集団指導	学童期吃音児への小集団支援	35 人	5 回
	摂食指導グループ	50 人	12 回

項目	事業内容	計画件数等
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等の実施	
	ア X線検査	140 件
	イ 脳波検査	100 件
	ウ 聴性脳幹反応検査	10 件
	エ 聴力検査	48 件
	オ 言語発達検査	200 件
	カ 腹部超音波検査	20 件
	キ 血液検査	190 件
	ク 尿検査	30 件

3-2 医療型特定短期入所事業(いちごショート)

医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)を対象に、日中預かり(短期入所サービス)の実施	290 人
---	-------

3-3 訪問事業(在宅ケアセンターゆうあい)

訪問診療	訪問リハビリテーション実施者に対して、医師による訪問診療	290 人
訪問看護	在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対する適切な看護サービス	20 人
訪問リハビリテーション	在宅介護を受けているが通院が困難であり定期的な医療を必要とする方に対する適切なリハビリテーション	650 人

3-4 難病患者等介護家族リフレッシュ事業(浜松市委託)

在宅支援事業	在宅にて介護を必要とする者の家族の心身のリフレッシュを図ることを目的とし、家族に代わる看護の実施	10 件
就学支援事業	介護を必要とする患児に対し、学校への登下校時や在校時に医療的ケアなどの医療行為の実施	40 件

3-5 浜松市小中学校訪問看護業務(浜松市委託)※H30年8月から実施

医療的ケアを必要とする児童・生徒についての指示書、医療的ケア実施個別マニュアルに基づき、浜松市立小中学校に通う児童・生徒に対して看護師を派遣した医療的ケアの実施	300 件
--	-------

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
専門性向上を目的に行う研修、普及、啓発事業	高度な専門性を持つ外部講師を招聘した研修の実施	① 外部講師を招いた研修会及び事例検討会 120 人 3 回 ② 外部講師を招いたリハビリテーションに関わる講演会 100 人 2 回
特別支援学校訪問指導事業	理学療法士、作業療法士による特別支援学校への訪問指導	学校生活における姿勢調整、作業活動、環境配慮等の指導の実施 30 人 6 回
在宅重症心身障害児者対応多職種連携研修(静岡県委託事業)	医師、看護従事者、介護従事者及びケアマネジメント従事者が連携して重症心身障害児(者)の在宅支援を行うための研修	小児科医師による講義および集団討議、グループワーク等 60 人 1 回

2 療育センター

1 運営方針

在宅の障がいのある子どもへのリハビリテーション及び地域療育を推進していく中核施設として、心身に発達の遅れや障がいのある子ども、あるいはその疑いがある子どもとその家族を対象に、総合的、系統的な医学的発達援助と療育支援を行い、子どもの自立に必要な能力の開発を図り、障がいの早期発見、早期療育に努める。なお、これらの一連の発達援助を進めるにあたっては、各関係機関と密接に連携し、地域社会に信頼される療育と支援に努める。

2 重点項目

(1)幼稚園・保育園及び学校への支援

①教育委員会と協同で行っている「発達教育研修」について

医師、臨床心理士、相談支援事業所シグナル、児童発達支援センターひまわりのスタッフによる発達障がいに関わる市内の教員研修の一部を、教育委員会からの要請を受け実施する。

小学校・幼稚園の現場へ出向き、特別な支援が必要な子どもの見立てと具体的な対応や医療、保護者との連携の在り方について指導助言する。

②園・学校等訪問支援

障害児等療育支援事業として、幼稚園、保育園、学校、特別支援学校等へ、配慮が必要な子どものより良い環境づくりのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等が専門的な助言をする。

(2)就園前児童家庭への支援

①療育推進事業

親子交流遊び広場事業(うずらちゃん広場)を実施し、心身の発達に遅れがあるなど心配のある子どもと家族が楽しく過ごし交流できるような場、発達や育児の相談ができる場を提供する。

※医療や福祉サービスの提供については、「相談支援事業所シグナル」または「児童発達支援センターひまわり」と連携する。

3 主な事業

3-1 障害児等療育支援事業

項目	事業内容			計画件数等
障がいのある子どもの 通う保育所や教育機関 等への療育技術指導	① 保育所や教育 機関への支援	個別	保育園、幼稚園への相談・訪問支 援	随時
			小学校、中学、高校への相談・訪 問支援	
		集 団	保育園、幼稚園への相談・訪問支 援	
			小学校、中学、高校への相談・訪 問支援	
		個 別	発達医療センターでの関係機関連絡会 (保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校)	140 件
		集 団	教育委員会等の研修 「発達教育研修」	14 回 180 人
	② 特別支援学級 への支援	個 別	理学療法士、作業療法士、臨床心理 士、視能訓練士による相談・支援事業	40 人

3-2 療育推進事業

親子交流遊び広場 (うずらちゃん広場)	発達の気になる子 どもとその保護者 に遊びの場を提供 保護者が相談でき る場を提供 おもちゃの貸出や プレイポートの開放 等	開催回数及び参加人数	41 回 1,840 人
		個別相談件数	100 件
		おもちゃ貸出	41 回 500 人
		プレイポートの一般貸出	60 回 600 人

3 子どものこころの診療所

【医療法第1条の5第2項】

診療科目	診療日
精神科(小児科)	月～金曜日

1 運営方針

- (1) 幼児期から学童・思春期に至る発達障がいや情緒障がいを治療する専門機関として質の高い医療を提供する。
- (2) 医師による治療方針のもと、臨床心理士や言語聴覚士などによる療育を実施し、子どもの症状改善を図る。
- (3) 子どもの保護者が何らかの問題を有するためにキーパーソン機能が十分ではない場合には、保護者への適切な支援および治療を提供し改善を図る。
- (4) ひまわりこころん利用児の評価と療育計画において、医師の治療方針や個別訓練状況を踏まえた専門的助言を行う。
- (5) 地域の教育機関・医療機関・福祉施設などとの連携を密にし、障がいの有無にかかわらず安心して地域で生活できるよう、専門的知識を有する職員が適切な支援を行う。

2 基本及び継続項目

- (1) 浜松医科大学及び独立行政法人国立病院機構天竜病院との連携により、診療体制を維持し、新患者の待機期間の短縮と専門機関として質の高い医療の提供を目指す。
- (2) 言語聴覚療法において、訓練頻度の確保とともに患児の機能向上に必要な訓練開始時期の早期化に取り組む。また、言語聴覚士間で綿密にカンファレンスを行い、均一な患児の評価と訓練精度を保ち、質・量両面での向上を目指す。ひまわりこころんとのケース共有については、これまでのアセスメント中心の連携だけでなく、保育活動と言語訓練とが連続性を持つことによる生活場面でのさらなる訓練効果の向上を図る。**事業拡充**
- (3) すべての幼児期発達ケースは言語聴覚士2人と、面談アセスメント主体の言語聴覚士1人の3人で担当することとし、チームユニットでのスタッフ教育及びアセスメントの共有を行うことで、取りこぼしのない支援に繋げる。**事業拡充**
- (4) 臨床心理士によるペアレント・トレーニングを集団形式及び個別形式で実施し、個々の家庭のニーズや年齢に合わせたプログラムを提供する。また、ペアレント・トレーニングの効果を検証し、特に困難ケースに対してより効果的な内容へと改変することを検討する。
- (5) ペアレント・トレーニングで対応することが難しい親子(父親も含む)を対象に、愛着関係の修復、トラウマの治療、家族関係の改善、発達障がいの特性理解とその支援方法などを目的とした心理療法を提供する。
- (6) 医療だけでは対応困難な症例の増加に対して、精神保健福祉士が関わり教育・保健・福祉の関係機関との連携が円滑に進むように調整を行う。
- (7) 精神保健福祉士による訪問看護を行い、その効果について検証していく。

3 重点項目

- (1) 各方面からニーズの高い親子並行治療について応需し、一元的にサポートできることを目指す。
- (2) 言語聴覚療法では、保護者に対して患児の発達特性の理解を進められるようきめ細かに発達や就学の不安に対する面談を行い、保護者と足並みを揃えた訓練を行う。
- (3) ひまわりこころんに通所する患児において、言語聴覚療法における個別訓練と集団療育の連携をさらに深め、アセスメントと療育的な関与を相互に乗り入れる形で、機能面、家庭環境面など患児の生活全般へのアプローチをする。
- (4) 母親のトラウマにより子どものキーパーソン機能低下が顕著なケースには、臨床心理士から母親に対し、より直接的な治療(EMDR、自我状態療法など)による改善を図る。また、配偶者間暴力や父親からの虐待がある場合もその対象にし、親子関係だけでなく、夫婦関係にも焦点を当てた治療を行う。
- (5) ひまわりこころん利用の対応困難な保護者についてはカンファレンスで情報共有を図り、各専門職がその解決のための助言を行う。
- (6) 多問題ケースについては内部(医師及び心理、言語、相談部門)での連携だけでなく、外部機関との連携も構築していく。適宜ケース会議に出席し、情報の収集を行うとともに、適切な支援を行う。

4 主な事業

項目	事業内容			計画件数等
(1) 診療事業	一般外来	診療実日数	243 日	
		延べ患者数	28,000 人	
		うち新患者数	690 人	
(2) 薬局	院外処方			14,000 件
(3) 診療事業 (訓練指導)	個別指導	総合的な評価に基づき、治療方針を立て、個別訓練や評価の実施	指導実日数	243 日
			延べ患者数	8,740 人
		内訳	言語聴覚士	4,740 人
			臨床心理	4,000 人
	トペ ー・ア ニレ ント グ等	① 集団形式	実施回数	100 回
		② 個別形式	延べ患者数	400 人
	③ 個別形式			320 人
(4) 各種検査	診断に基づき、各種検査等			随時
	ア 聴力検査 イ 血液検査			随時
(5) その他の事業	インテーク面接(初診時間診) 他機関との連絡調整			580 件 随時

4 相談支援事業所「シグナル」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第18項、第77条第1項、児童福祉法第24条の28、浜松市障害者相談支援事業実施要綱]

1 運営方針

地域の障がいのある児(者)及びその家族の福祉の向上を図り、自立した地域生活を営むことができるよう、生活、療育、教育、福祉、保健、医療に関する各種相談に応じる。専門的知識を有する職員を配置し、相談支援を適切かつ効果的に行う。

2 重点項目

- (1) 相談支援事業所への専門的な指導・助言並びに人材育成を実施するにあたり、シグナルが担当する児童、発達障害・重症心身障害児などの専門性を生かし、この分野での相談における基幹センター的な役割を推進する。**事業拡充**
- (2) 他事業所、教育機関等が障がい児(者)に対し適切な支援が出来るよう、技術支援を行う。
- (3) 発達医療総合福祉センターの障がい児支援に関する専門的な知識・技術を地域に還元する窓口としての機能の充実を図る。
 - ① きょうだい会や発達セミナー等の家族への情報提供など支援の充実を図る。
 - ② 地域の専門職向けの研修会・事例検討会の開催及び出席をする。
 - ③ 地域の子ども達を支える団体等をバックアップする。
- (4) 障がい児(者)の障がい福祉サービスについて、サービス等利用計画を作成する。
- (5) 浜松市相談支援専門員連絡会の運営に参画し、他機関との連携強化を図る。**事業拡充**
- (6) 友愛のさと診療所と協同で、「医療的ケアを必要とする児童(在宅重症心身障害児)に対する支援において、多職種間連携を調整する人材(コーディネーター)の配置」を進めるため、小児在宅医療に関する調査研究や研修会などの開催、支援者の相談などに取り組む。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等
(1) 障害者相談支援事業	福祉サービスの利用に関する支援 社会資源の活用に関する支援 障がいや病状の理解に関する支援 健康・医療に関する支援 不安の解消・情緒安定に関する支援 保育・教育に関する支援 家族関係・人間関係に関する支援 家計、経済に関する支援 生活技術に関する支援 就労に関する支援 社会参加に関する支援 余暇活動に関する支援 権利擁護に関する支援	2,500 件 (延べ人数)

項目	事業内容	計画件数等
(2) 相談支援機能強化事業	専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応	再掲
	障害福祉サービス事業所等に対する専門的な指導、助言等に関する業務	55 件
	相談支援事業者への専門的な指導・助言並びに人材育成	15 件
	教育機関・医療機関・企業・自治会等への助言等に関する業務	40 件
(3) 住宅入居等支援事業	障がいのある人等の住宅入居に関する支援	数 件
(4) 相談支援事業所間の連絡調整	障がいのある児(者)への相談支援が円滑に行えるよう、他の相談支援事業所との連絡調整	60 件
(5) 指定特定相談支援事業 指定一般相談支援事業 指定障害児相談支援事業	障がいのある児者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談に応じ、サービス利用計画の作成及びモニタリングの実施	5,400 件
(6) 診療所関連事業	インターク面接	720 件
	教育機関等との面談	20 件

4 自主事業

項目	事業内容	計画件数等
家族支援事業	らっこちゃんグループ	運動発達遅滞児の保護者対象の早期育児支援グループの開催
	子どもの進路と生活を考える会	不登校児など支援が必要な子どもの中学卒業後の進路選択や、余暇支援をテーマにした講演会等の開催
	きょうだいの会	当事者以外の家族を対象とした講演会・グループワーク等の開催
啓発事業	こども発達セミナー	一般市民を対象とした子どもの発達をテーマにした講演会の開催
地域との連携強化事業	医療機関、療育機関、児童相談所等との連絡会等	随時
	地域の子どもたちを支える団体等のバックアップ	随時

5 その他

項目	事業内容	計画件数等
(1) 相談支援専門員等連絡会	相談支援専門員等連絡会に出席 相談支援専門員等連絡会の世話人として研修等の企画 相談支援専門員等連絡会主催の研修会への参加	12 回
(2) 家庭訪問等個別支援事業	虐待のおそれがある障がいのある人の家庭に対して、重点的に訪問することにより、家族関係の修復や家庭の不安を解消し、障がい者虐待の未然防止を図る。	12 件

5 発達相談支援センター「ルピロ」

[根拠法令等:発達障害者支援法第14条、浜松市発達障害者支援センター事業実施要綱]

※NPO法人しづおか・子ども家庭プラットフォームとの浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体にて事業受託

1 運営方針

発達障がい児（者）やその保護者・家族に対して、ライフステージに対応した支援を行うために必要な技術、知識の提供とデータの蓄積を行う。

市民や各関係機関職員からの発達障がい児（者）に対する理解と支援を得られるように、情報発信、啓発、研修を行う。

2 重点項目

- (1)相談者の増加に伴う相談待機期間の遅延に対応するため、他機関と協力体制を構築し、相談支援事業を充実させる。
- (2)成人期相談の増加にスムーズに対応できるように相談支援事業を充実させる。
- (3)発達障がいやその疑いのある児童への対応力向上を目的とした保護者、保育者、保健師向けのペアレントプログラム研修を実施する。

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等
(1)相談支援・ 発達支援	発達障がい児（者）及びその家族、関係機関等に対する相談支援、発達障がい児（者）及びその家族等に対する発達支援、センター内支援、保健センター等への巡回	5, 100 件 (延べ件数)
(2)就労支援	発達障がい者に対し、就労に向けて相談等による支援 労働関係機関と連携を図り、就労を希望する発達障がい者への有効な情報提供	
(3)市民向け情報発信	市民向け講演会	3回
(4)関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修事業	研修講師派遣	15回
	発達障害児保健師研修会	5回
	療育関連施設等事業者向け事例検討会	5回
	保育士、幼稚園教諭等への研修	16回
	ペアレントプログラム	24回
	発達支援の部屋の運営支援	6回
	発達支援広場への技術的支援	168回
	子育て支援ひろばへの支援	15回
	その他(子ども食堂・学習支援、民生委員などの支援者研修・外国人支援等)	随時

(5) 関係施設・関係機関等の連携	連絡協議会の開催	2回
	連絡協議会の参加(県内・全国等)	4回
	機関コンサルテーション	500件
	連絡会等への参加	50件
(6) 個別支援のための調整会議	必要に応じて関係施設・関係機関への依頼	2件
(7) 個別支援のための研修会	専門医等による紹介ケース等についての指導研修会	3件
(8) 通訳支援	電話・来所相談支援及び発達検査での通訳業務 診療所、園、学校、区役所、関係機関での通訳業務 ポルトガル語による情報発信	随時 随時 随時

6 児童発達支援センター「ひまわり」

[根拠法令：児童福祉法第43条第1号、浜松市保育所等巡回支援事業実施要綱]

			定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置予定人數	事業所管理者	児童発達支援管理責任者	合計
児童発達支援	毎日通園部	重症心身障がい児	10	4:1	3:1	7	兼務	1	8
		身体・知的・発達障がい児	55	4:1	4:1	24	1	1	26
	親子通園部		15	—	(身体は3:1)	9	兼務	1	9
保育所等訪問支援			—	—	—	1	兼務	1	2
居宅訪問型児童発達支援			—	—	—	1	兼務	1	2
合計			80	4:1	3:1	42	1	4	47

			開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達支援	毎日通園部	重症心身障がい児	231	17	2,100	9.1	90.9%
		身体・知的・発達障がい児	231	70	14,100	61.0	111.0%
	親子通園部		231	160	4,300	18.6	124.1%
合計			231	247	20,500	88.7	110.9%
保育所等訪問支援			231	400	340	1.5	—
居宅訪問型児童発達支援			231	3	110	0.5	—

※毎日通園部は、年齢、障がい程度、発達状況に応じて「きらきら」(知的障がい児・発達障がい児)学年別3クラス、「ぽかぽか」(重症心身障がい児1クラス・身体障がい児1クラス)で編成する。

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子どもへの発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく「児童発達支援センター」事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1)発達支援:日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2)家庭支援:個別面談や家庭訪問、学習会等を実施し、積極的に家庭支援を行う。
- (3)地域支援:地域において保育所等訪問支援事業などを実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
②自分でできることを増やす。
③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった児童発達支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 家庭での困った行動について、家庭で適切な理解と対応ができるように、具体的な対応方法について相談、支援を実施する。
- (3) 就園前の親子通園において、早期に介入することで親子療育の充実を図る。また、一般園との併行による親子通園において、より社会性の向上に向けた支援を実施する。
- (4) 地域支援の一つとして、地域の児童発達支援事業所や一般園の支援者を対象として、発達に特性のある幼児の理解を深めるために勉強会を開催する。

3 主な事業

3-1 児童発達支援事業

《毎日通園部》

時 間	日 課
8:30 ～	開所
9:30 ～ 10:00	自由遊び、個別面談等
10:00 ～ 11:30	排泄、朝の会、設定活動等
12:00 ～ 13:00	給食、排泄
13:00 ～ 14:00	設定活動(絵本、集団遊び等)
14:00 ～ 15:00	帰りの会、水分摂取、排泄
15:00 ～	個別面談、家庭訪問等
～ 17:15	閉所

《毎日通園部》

項目	事業内容	計画件数
(1) 発達支援	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動(リトミック、マラソン、誕生会)等日常生活動作及び技能への支援	毎日
	臨床心理士との連携(ABA対応に基づく行動支援)	5 件
	個別課題支援(こっこタイム)の実施	300 回
	摂食に関する児童について医療機関との連携	5 回
	作業療法士との連携(感覚統合に基づく支援・食具指導)	48 回
	理学療法士との連携(姿勢・運動の支援)	24 回
	臨床心理士によるペアレントトレーニング (1期6回、2期8回、3期3回)	17 回
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)、尿、ぎょう虫検査(年1回)、歯科検診(年1回)	14 回
	医療的ケアの実施(重心児7人、重心児以外4人)	1,580 件
	嘱託医による回診	250 件
	嘱託医による定期健康診断(毎日通園児年2回)	174 件
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だより発行	延べ300 回
	個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問	3回(210人)
	保育公開日	1 回
	お泊り保育(きらきら・ぽかぽか共に年長児を対象)	1 回
	運動会(きらきら、ぽかぽか)	各1回(延170人)
	生活発表会(きらきら、ぽかぽか)	各1回(延170人)
	祖父母参観会	各1回(延50人)
	母親を対象:懇談会、保育参加会、親子スイミング、親子リトミック、親子外食体験 等の実施	40 回
	保護者会「くすの木」の支援	8 回
	父親を対象:父親参加会、勉強会、懇談会等の実施	4 回
(4) 進路相談支援	家庭教育委員会指導主事の就学ガイダンスの実施	2 回
	特別支援学校の体験入学、幼稚園・保育園・小学校の見学会へ同行	6 回
	学校との連携・移行支援会議	5 回
(5) 地域との連携	地域の幼稚園・保育園との交流保育の実施	6 回
	学生実習の受入れ	2 回
	中学生の福祉体験、ボランティア受入れ	3 回

《親子通園部》

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
こぐま	運動発達の遅れ、染色体異常のある幼児とその保護者	1~2	41回/年	1グループ(10名)
きりん	知的障がいや発達障がいの疑いのある幼児とその保護者	年少小	180回/年	8グループ (1グループ10名)

項目	事業内容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サークル、音楽あそび、造形等)、排泄指導
	食事指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時間	日課
8:30 ~	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ~ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ~ 11:00	設定活動(サークル、音楽あそび、造形等)
11:00 ~ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ~	個別面談等
~ 17:15	閉所

(イ) 併行通園グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全120回/年	5グループ(10名)
くじら	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年中・年長	全80回/年	2グループ(10名)

項目	事業内容
(1) 療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等) 生活管理指導
(2) 保護者支援	個別面接、グループワーク

時間	日課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
14:30 ~ 15:00	始まりの会、机上課題
15:00 ~ 15:30	設定活動(サークル、音楽あそび、ゲーム等)
15:30 ~ 16:00	おやつ、帰りの会
~ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援事業(法定給付事業)

事 業 内 容	計 画 件 数 等
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	340回

3-3 居宅訪問型児童発達支援事業(法定給付事業)

事 業 内 容	計 画 件 数 等
身体の状況により通園施設への通園が難しい幼児を対象に、保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が居宅に訪問し必要な発達支援を実施	110回

3-4 発達支援学級新規担当教員研修(浜松市教育委員会教育センターより委託)

事 業 内 容	計 画 件 数 等
新しく発達支援学級を担任した教員の資質の向上を図るため、発達支援学級の運営・児童・生徒の理解・教育課程の編成や指導法について、児童発達支援センター「ひまわり」にて実習及び事例検討を実施	4回 延べ40人

4 自主事業

項 目	事 業 内 容	計 画 件 数 等
(1) 地域支援1 まとまり食・ミキサー食勉強会	自宅でミキサー食やまとまり食の提供を必要とする家庭を対象に、調理方法のレクチャーや実習の実施	1回
(2) 地域支援2 発達に特性をもつ幼児と関わる支援者・保育者の勉強会	地域の児童発達支援事業所や一般園の職員を対象に、発達に特性をもつ幼児への理解を深めるための勉強会を開催	1回

7 浜松市保育所等巡回支援事業

[根拠法令等：浜松市保育所等巡回支援事業実施要項]

1 目的

浜松市保育所等巡回支援実施要項に基づき、障がいが「気になる」段階から支援をおこなうための体制の整備を図り、保育所等訪問支援事業等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図る。また、障害児通所事業所への技術的指導等の支援をおこなうことにより、地域支援の強化を図ることを目的とする。

2 事業内容

発達障がい等に関する知識を有する専門の職員（以下専門員）が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援をおこなう。また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術指導等をおこなう。

保育所等巡回支援事業所・保育所等訪問支援事業所等連絡会を実施し、支援の振り返り等により専門員の支援スキルの向上および、障がい児支援における関係機関との連携の充実を図る。

事業内容	計画件数
幼稚園・保育園・子ども園など一般園からの依頼により、専門職（保育士、臨床心理士等）の訪問専門員を派遣した支援方法の助言や技術指導	300回
巡回支援事業の対象園を対象に、基礎知識等の講座を希望・依頼のある園に対して訪問専門員を派遣した支援	5回
事業所連絡会・事例検討会への参加	4回

8 浜松市発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

[根拠法令等:浜松市発達支援広場事業実施要綱]

センター型

会 場	浜北保健センター	中央保健福祉センター
開催日時	毎週月曜日 午前	毎週水曜日 午前
対 象 者	1歳6ヶ月児健診等で、対人関係の問題や発達障がいの疑いがあり、集団の早期療育アプローチの必要性があると思われる幼児とその保護者	
定 員	親子20組程度	

施設型

会 場	発達医療総合福祉センター
開催日時	月曜日～金曜日 午前（1グループ月3回程度）
対 象 者	「たんぽぽ広場」等において就園前の継続的な療育的支援や発達支援が必要と判断された幼児とその保護者
定 員	1グループ親子15組程度 年間45組程度

1 運営方針

市内で開催する浜松市発達支援広場事業(たんぽぽ広場7会場、施設型3会場)のうち、たんぽぽ広場2会場と施設型1会場を受託運営する。

対人関係の障がいや精神発達の遅れ等が疑われる幼児とその保護者に早期療育的アプローチや相談、交流の場を提供し、幼児及び保護者の状況を把握するとともに、幼児に必要と思われる療育の方向性を定め、保護者に適切な助言を行い、理解と受容を促し、適切な時期に適切な療育に結び付けていく場を提供する。

また、専門的知識を有する職員を派遣することで、早期療育の質をより高め、的確に幼児と保護者の状況を評価(スクリーニング)し、その幼児の将来を見据えた支援について指導・助言を行い、次の療育に結び付ける。幼児と保護者に必要な支援の第一歩となる場を提供する。

2 主な事業

2-1 発達支援広場(センター型)

項目	事業内容	計画件数等		
		福祉中央保健センター	開催回数	40回
(1) センター型	コーディネーター1名、保育スタッフ4名を中心に、メインプログラム、自由遊び、ルピロスタッフとの事後カンファレンスを行い、各幼児と保護者の状況の把握、支援の方法、方向性についての相談	セ 浜 ン 北 タ 保 健	参加組数 (1回あたり)	20組
			延べ参加組数	800組
		セ 浜 ン 北 タ 保 健	開催回数	40回
	セ 浜 ン 北 タ 保 健	参加組数 (1回あたり)	20組	
		延べ参加組数	800組	

項目	事業内容	計画件数等
(2) 医師相談日	月1回、発達支援広場の医師相談日を開催し、希望者に医師相談を実施	毎年12回
(3) 心理相談日	月1回、発達支援広場の心理相談日を開催し、希望者に心理相談を実施	毎年12回
(4) 親同士の交流会	月1回、公募や紹介により発達障がい児の療育経験ある人や発達障がいに対する知識を有する人をファシリテーターとした発達支援広場参加者の親同士が相談できる交流会を実施	毎年12回
(5) 研修会・連絡会等の開催	発達障害支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時

2-2 発達支援広場(施設型)

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
ぴよぴよ	発達障がい児及びそのリスク児とその保護者	1~2	80回/年	3グループ(各15組)

項目	事業内容	計画件数等
(1) 施設型	コーディネーター1名、保育スタッフ3名、臨床心理士1名を中心に、朝の会、メインプログラム、帰りの会、事後カンファレンス、個別心理相談等を開催 発達の課題に応じた対応を考慮し、保護者が就園に向けた準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応等を促すプログラムの提供 保護者が幼児の行動特性による対応に苦慮していることに十分に配慮し、不適切な対応や親子関係の歪みが生じないよう、幼児に対する保護者の対応や精神面での相談支援を実施	開催回数 80回
		参加組数 45組
		延べ参加組数 800組
(2) 他機関との連携	継続的な支援を行うため、幼児の特性やその家庭に必要な支援等における、参加幼児の紹介元機関や今後の通園予定機関との連携	随時
(3) 研修会・連絡会等の開催	発達障害支援広場関係団体と連携をとり、広場の業務内容や方向性、支援の方法、卒業児の動向等について情報交換を行い、広場の質の向上と方向性の共有に向けた研修・連絡会等を開催	随時

9 児童発達支援事業所「ひまわり ひくまの丘」

[根拠法令等:児童福祉法第6条2の2]

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	児童発達支援 管理責任者	合計
児童発達支援	10	5:1	5:1	4	1	管理者兼務	5
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合計	10	5:1	5:1	4	1	—	5
区分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率		
児童発達支援	236	90	2,550	10.8	108%		

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

(1) 発達支援:日常生活における基本動作の指導・援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児一人ひとりに対して発達支援に取り組む。

利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。

(2) 家庭支援:子育てについて、個別面談やグループワーク等積極的に家庭支援を行う。

保護者の幼児への特性理解を深め、利用児の特性に即した子育てが営めるように保護者支援を図る。

また、利用児の特性を理解し、家庭でのより適切な対応の促進を図るために、家庭等に出向き具体的な対応方法について相談、支援を実施する。

臨床心理士による、保護者及び養育者に対して、「発達障がい」に関する勉強会を開催する。

(3) 地域支援:地域において、保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①基本的生活習慣の確立を促し、整えていく。
②人との適切なかかわりを育む。
③保護者が幼児の特性理解を深め、家庭や園でのより適応的な行動を養う。

2 重点項目

(1) 就園前療育グループを終了した幼児を対象に、フォローアップ療育を月に1度行う。

保護者の相談先としての継続した支援を行う。

(2) 母子分離型で療育を行い、保護者同士の横のつながりや情報交換ができる環境の設定や、適宜相談にのれるよう案内を行う。

3 主な事業

3-1 親子通園

(ア) 早期介入グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
きりん	発達障がいの疑いのある幼児とその保護者	年少小	176回/年	4グループ (1グループ8名)

項目	事業内容
(1)療育指導	朝・帰りの会、設定活動(サークル、音楽あそび、造形等)、排泄指導
	食事指導
(2)保護者支援	個別面接、グループワーク

時間	日課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
10:00 ~ 10:30	朝の会、体操、排泄
10:30 ~ 11:00	設定活動(サークル、音楽あそび、造形等)
11:00 ~ 11:30	おやつ、帰りの会
11:30 ~	個別面談等
~ 17:15	閉所

(イ) 併行通園グループ

グループ名	対象者	年齢	実施回数	グループ数(定員)
ひつじ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少～年長	全218回/年	5グループ(7名)
キラピーノくらぶ	幼稚園・保育園へ通園している発達障がい児等とその保護者	年少	全12回/年	2グループ(15名)

項目	事業内容
(1)療育指導	始まり・終わりの会、設定活動(運動あそび、音楽あそび、造形、ゲーム等)、生活管理指導
	個別面接、グループワーク

時間	日課
8:30 ~	開所、個別面談、自由あそび等
14:30 ~ 15:30	朝の会、体操、排泄
15:30 ~ 16:00	設定活動(サークル、音楽あそび、造形等)
16:00 ~ 16:30	おやつ、帰りの会
~ 17:15	閉所

3-2 保育所等訪問支援事業

事業内容	計画件数等
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	95回

10 児童発達支援事業所「ひまわり こころん」

[根拠法令等：児童福祉法第6条2の2]

区分	定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置予定人数	事業所管理者	児童発達支援管理責任者	合計
児童発達支援	10	5:1	5:1	3	1	管理者兼務	4
保育所等訪問支援	—	—	—	兼務	兼務		兼務
合 計	10	5:1	5:1	3	1	—	4

区分	開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
児童発達支援	233	10	2,200	9.4	94.4%

1 運営方針

心身の発達に課題のある就学前の幼児を対象に、利用児への発達支援と保護者への養育支援及び地域の子ども達への発達支援を行う。また、子どもの身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に指導・援助を行うこととする。なお、これらの支援を進めるにあたっては、各関係機関と連携し、地域社会に信頼される支援に努める。

《基本方針》

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、児童発達支援、保育所等訪問支援等を実施し、利用児への専門的支援を行う。

- (1) 発達支援：日常生活における基本動作の指導援助と集団参加への支援に重点を置き、利用児ひとりに対して発達支援に取り組む。
- (2) 家庭支援：定期的な年2回の個別面談・家庭訪問の他に、集団での体験型家庭支援(勉強会)を定期的に開催し、幼児の特性に関する理解と対応について学ぶ機会を提供する。また家庭の悩みに関しては解決までのプログラムを作成し、訪問も含めた家庭支援を行うことで、親子関係が改善できるよう支援を行う。
- (3) 地域支援：保育所等訪問支援事業を実施し、一般園の保育者を支援する事業に取り組む。

療育目標 ①生活リズムを整えながら丈夫な身体作りをしていく。
②自分でできることを増やす。
③人や物とのかかわりを育む。

2 重点項目

- (1) 利用児の発達支援の課題や具体的な支援方法について、専門的な視点をもった個別の支援計画を作成し、適切な支援を実施する。
- (2) 医療(子どものこころの診療所)と連携して集団療育を行うことにより、利用児の障がい特性の緩和や集団生活での困難を改善させ、療育効果を高める。
- (3) 進路指導として年長には学校同行支援・就学ガイダンス・就学相談への同行支援を行っていく。また年中対象に進路を考えていくグループワークを行う。 新規

3 主な事業

3-1 毎日通園

時 間	日 課
8:30 ~ 10:00	開所、個別面談、自由遊び等
10:00 ~ 10:30	登園、排泄
10:30 ~ 11:00	朝の支度・着替え・朝の会
11:00 ~ 12:00	設定活動(サーキット、音楽あそび、造形等)
12:00 ~ 13:00	昼食
13:00 ~ 14:00	設定活動(集団活動、絵本等)
14:00 ~ 15:00	帰りの会、排泄、帰宅
15:00 ~	個別面談、家庭訪問等
~ 17:15	閉所

項 目	事 業 内 容
(1) 療育指導	朝・帰りの会、クラス活動(散歩、戸外遊び、感覚遊び、音楽あそび、造形等)、合同活動、個別活動等 日常生活動作および技能への支援 言語聴覚士、臨床心理士等専門職との連携
(2) 衛生管理・健康管理	身体測定(月1回)・歯科検診(年1回) 嘱託医による回診
(3) 家庭との連携・支援	生活連絡カードによる情報交換、おたより帳の記入、園だよりの発行 個別支援計画作成のための個人面談や家庭訪問 クラス参加会、保育公開 グループワーク
(4) 進路相談支援	就学ガイダンスの案内 特別支援学校の体験入学・幼稚園、保育園、小学校の見学へ同行 学校との連携・移行支援会議
(5) 地域との連携	地域の保育園との交流保育の実施

3-2 保育所等訪問支援事業

事 業 内 容	計画件数
保護者と個別給付契約を結び、支援計画に基づいて訪問支援員が訪問し、安定した園生活を送るために必要な支援を実施	10回

1.1 生活介護・就労継続支援施設「かがやき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項・第14項]

	定 員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
生活介護(パステル)	40	5:1	5:1	11	1	2	14
就労継続支援(グリーン)	10	7.5:1	6:1	2	生活介護と兼務	兼務	2
合計	50	—	—	13	1	2	16

	開所日数	延べ利用者数	契約者数	1日平均利用者数	稼働率
生活介護(パステル)	243	11,500	51	47.3	118%
就労継続支援(グリーン)	243	2,300	10	9.5	95%
合計	243	13,800	61	56.8	114%

1 運営方針

利用者の人格を尊重し、一人ひとりが豊かな日常生活・社会生活を営むことができるよう利用計画に基づいた支援をする。

《基本方針》

- ① 利用者とその家族が安心して生活できる支援を行う。
- ② さまざまな経験を通して、より豊かな生活を送れるための支援を行う。
- ③ 自分の気持ちを表現する方法をより多く身に付け、主体的に生活できような支援を行う。

(1)生活介護事業

食事や排泄・安全な移動等日常生活の支援、諸活動及び生産活動の機会の提供を行い、利用者が自立した日常生活を営むうえで必要な手続きや技能を習得できるよう支援する。活動内容は、利用者及び家族の意向を尊重するとともに、利用者のそれぞれの個性に合わせた活動カリキュラムを提供する。

(2)就労継続支援事業(B型)

仕事を通じて個々の心身の発達を促すとともに、社会体験、調理実習、レクリエーション等の機会を提供することで、利用者が社会生活を営むうえで必要な知識や技能を習得できるように支援する。また、作業能力、自立度が向上した利用者に対しては、希望に応じて就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労等への移行支援を行う。

2 重点項目

- (1) 強度行動障害を有する利用者に対しての支援プログラムをさらに充実する。
- (2) 「わごむ」ブランドでの新商品の開発を行う。
- (3) センター内の畑で収益割合の高い野菜の栽培を行い、作業メニューの充実を図る。

3 主な事業

項目		事業内容	
生活介護事業	(1)日常生活支援	安全で快適な日常生活を送れるように、個別支援計画に基づいた身辺動作(排泄、食事等)の支援	
	(2)諸活動	体育、音楽、創作、散歩、調理実習、スイミング、カラオケ大会、部活動等の余暇支援	
	(3)グループ別活動	障がい特性、年齢層に応じた小集団での活動(4グループ)	
	(4)生産活動支援	自主製品、下請作業活動を通じ、作業意欲の向上 センター共有ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化 収益割合の高い野菜栽培による生産活動メニューの充実	
	(5)社会体験活動	買い物、社会体験等を実施し、仲間と楽しむ外出活動	
	(6)健康管理	体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等	
	(7)家族との連携	サービス提供記録、連絡票、施設便りの発行、面談等	
	(8)家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援	
	(9)地域との交流	友愛のさと作品展、ギャラリー等での作品展を通した地域との交流	
就労継続支援事業	(1) 生産活動・就労支援	清掃業務	発達医療総合福祉センター建物の清掃業務の一部請負
		下請業務	地域の企業からの下請作業
		自主製品製作販売	センター共有ブランド「わごむ」による新商品製作と販売強化 収益割合の高い野菜栽培による生産活動メニューの充実
		工賃支給	工賃配分は、固定給、時間給、評価給を併用して支給
	(2)日常生活支援	個別支援プログラムに基づき、社会的自立を目的とした情報提供や個別支援	
	(3)社会体験活動	小集団による食事会、社会体験、レクリエーション活動	
	(4)一般就労支援	必要に応じた就職面接会・職場見学・職場実習等の情報提供及び就労継続支援施設A型事業所、就労移行支援事業所、一般就労への移行支援	
	(5)健康管理	体重・血圧測定、健診バスによる健康診断、歯科検診、医師回診等	
	(6)家族支援	行政、医療機関、他の福祉施設と連携し、家族も含めた包括的支援	
	(7)地域との交流	友愛のさと作品展、ギャラリー等での作品展を通した地域との交流	

時間		《生活介護日課》	《就労継続支援日課》
8:30	開所	送迎バス運行	開所
9:30 ~	個別活動		個別活動
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、トイレ、着替え		送迎バス着、更衣、作業準備
10:30 ~ 11:00	朝の会		朝の会
11:00 ~ 12:00	作業、諸活動		受託作業、自主製品製作、清掃
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み		昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	作業、諸活動		清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション
14:00 ~ 15:00	更衣、リラックスタイム、帰りの会		清掃、受託作業、自主製品製作、レクリエーション、帰りの会
~ 16:00	個別活動	送迎バス運行	個別活動
17:15	閉所		送迎バス運行

12 就労継続支援施設「はばたき」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第14項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置予定人数	事業所管理者	サービス管理責任者	合計
20	7.5:1	6:1	4	1	1	6

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率(%)
244	32	5,400	22.1	110.0

1 運営方針

利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用計画に基づいた支援を行う。生産活動ではその知識及び技術を向上させるとともに、より質の高い製品作りのための支援を行う。また、必要に応じて就労の機会を提供をしていく。

《基本方針》

- ①意欲を持って生産活動に取り組むための支援を行う。
- ②職場体験・実習等の一般就労のための支援を行う。
- ③健康の維持増進を図るなどして、充実した日常生活を送るための支援を行う。
- ④地域社会の中で自立した生活を営むための情報提供と社会参加の支援を行う。
- ⑤製品販売の機会を増やし、ひとりあたりの工賃額の増加を目指す。

2 重点項目

(1)利用者の工賃額の増加を目指す。

ア祭り軒花「はばたき綵花」は、新たな販売先の獲得に努め、販売本数の増加を図る。

イ喫茶「わいわい」では、新メニューや期間限定メニュー、季節ごとの店内の飾りつけなどで、お客様に飽きられない工夫をする。

ウ仕入れ販売では、国内他地方の商品などイベント的な販売を行い、目新しさをアピールするとともに、近隣地域の農産物を販売するなど、地域社会との繋がりを強める。

エ陶芸品は新たな製品の開発に努める。また、センター共通ブランド「わごむ」として、センター内他施設と連携し、販売先や販売機会を増やすことに努める。

(2)障がいの状態や老化、家族の高齢化等が進んでいる利用者には、その人にとってより幸せで快適な生活を送れるよう、将来の進路について相談支援事業所と連携しながら検討する。

(3)就労能力とその意欲がある利用者については、一般就労や就労継続支援A型施設への移行を支援する。

3 主な事業

項目	事業内容
(1)社会生活支援	日常生活支援(利用者の自主性向上を図るとともに、新たな経験ができる機会としてのおひとり様はばとりっぷを実施し利用者とゆっくり接する時間を多く持つことで、心身ともに安定して楽しく落ち着いた生活が送れるような支援)
(2)生産活動・就労支援	軒花作業 祭り用軒花の製作、販売(目標7万4千本以上)
	陶芸作業 食器、陶人形等の製作、販売 積極的な新製品開発
	喫茶作業 期間限定商品の提供やメニューの入替え、季節にあったイベントの開催 利用者が調理等に携わることによる就労意欲や能力の向上
	仕入れ販売 近隣施設や農家の製品や野菜等を仕入、販売する地域に根差した施設運営 国内のいろいろな地方の施設製品を販売するイベントの開催
	製造販売 センター共有のブランド「わごむ」の製品販売
	共同作業 かがやきと連携し、作業の共同受注、共同支援 他施設へ作業の一部を委託した効率的な生産活動
	一般就労支援等 就労能力とその意欲が向上した利用者の、一般企業への就職や就労継続支援A型施設等への移行
(3)健康管理	身体測定、定期健康診断、歯科検診、医師回診等 加齢や障がいの進行等による体調の変化に留意し、本人の状態に適した支援
(4)家族支援	面談や連絡帳等で家族のニーズや状態を把握した適切な支援 相談支援事業所等の関係機関と連携し家庭を含めた包括的な支援
(5)地域との交流	軒花やわごむ製品の販売を通じた地域や他施設との交流

時間	日課
8:30	開所
9:30 ~	個別活動 送迎バス運行
10:00 ~ 10:30	送迎バス着、更衣、作業準備等
10:30 ~ 12:00	朝の会、体操、作業
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:35	作業
14:35 ~ 15:00	帰りの会、更衣
~ 16:00	個別活動 送迎バス運行
~ 17:15	閉所

13 障害者生活介護施設「ふれんず」

[根拠法令等：障害者総合支援法第5条第7項]

定員	法定配置基準	所定配置基準	職員配置 予定人数	事業所管理者	サービス管理 責任者	合計
20	3:1	1.7:1	18	1	1	20

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
243	32	5,150	21.1	106.0%

1 運営方針

在宅の障がいのある人に対して、創意的活動等日中活動や生活援助等の支援を行い、利用者の自立と生きがいを高めること及び社会参加を促進することを目的とする。

《基本方針》

- ①利用者一人ひとりの個性を尊重し生きがいを高めるよう豊かな日中活動や社会参加活動を提供する。
- ②日常生活、社会生活に必要な基本的生活習慣を身につけ、自立を促すための生活援助を行う。
- ③利用者の健康維持、増進のため家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。
- ④利用者の自主活動や自己決定を尊重した支援をする。

2 重点項目

- (1)活動グループを3グループに分け、利用者のニーズや身体状態に合わせて活動内容を選択できるようにする。
- (2)春・夏・秋の3回、複数の外出企画の中から、利用者の選択を尊重して小グループ毎に実施する。また、クラブ活動を継続し、利用者一人ひとりが自己表現できる場を提供し活動内容を施設外(公共施設展示・ブログ等)に発信していく。
- (3)スヌーズレン活動の中で、DVDの映像や電子タブレットの知育アプリ等での映像の動きを天井に映し、視覚的な感覚を楽しむ。また、様々な触覚を感じられるように工夫する。
- (4)利用者の健康診断を実施し、安定した施設利用が継続できるよう支援する。
- (5)医療的ケアが必要な利用者の送迎対応をすることで、家族の介護負担の軽減を図る。
- (6)重症心身障がい者の支援ができる介護・福祉の専門人材育成のための「重症心身障害児(者)対応介護従事者養成研修」の実習施設として協力していく。

3 主な事業

項目	事業内容
(1) 日常生活支援	移動、移乗、排泄、食事、歯磨き等日常生活に必要な支援
(2) 機能訓練	理学療法士の指導に基づく機能訓練・姿勢保持の支援 リハビリ計画を作成し、定期的にモニタリングを行い計画の見直しを実施 呼吸機能維持のため、呼吸リハビリテーションの実施
(3) 日中活動	<p>クロ レ ス マ イ ル</p> <p>自主性や自己決定を尊重した活動を支援(散歩、製作、カラオケ、ゲーム、 喫茶、リラックスタイム、クラブ活動等)</p> <p>身体状況や個性を尊重し、満足感や達成感を得られるような活動を支援 (散歩、絵本読み聞かせ、製作、光刺激や振動、スヌーズレン、アクティブ スヌーズレン)</p>
(4) 生産活動支援	クラブ活動内容の施設外(公共施設展示・ブログ等)への発信 利用者が選択できる企画を作成し年3回、小グループ毎の外出を実施
(5) 健康管理	健康診断、歯科検診、医師回診等を実施 医師の指示による看護師及び研修修了支援員による医療的ケアの実施
(6) 家庭との連携	毎月の通信、個別面談、連絡帳記入、家族懇談会等の実施
(7) 家族支援	地域生活を送る上での課題に対する、家族や関係機関と連携した支援 医療的ケアが必要な利用者の送迎対応による家族の介護負担の軽減
(8) 地域との交流	他施設との交流及び自立支援連絡会や他事業所との連携

時 間	日 課
8:30	開所
9:30 ~ 10:30	個別活動、水分摂取、朝の会、健康チェック
10:30 ~ 11:30	午前の活動
12:00 ~ 13:00	昼食、昼休み
13:00 ~ 14:00	午後の活動
14:00 ~ 15:00	帰りの会、水分摂取
15:00 ~ 16:00	個別活動
17:15	閉所 (利用延長希望がある場合17:15まで対応)

1 4 地域活動支援センター「オルゴール」

[根拠法令等:障害者総合支援法第 77 条第 1 項、浜松市地域活動支援センター II 型事業実施要綱]

定員	職員配置 予定人数	事業所管理者	合計
15	3	兼務(1)	3

開所日数	契約者数	延べ利用者数	1日平均利用者数	稼働率
244	50	3,660	15	100%

1 運営方針

浜松市の地域生活支援事業の一つである地域活動支援センター II 型事業を受託し、地域において在宅の障がいのある人や就労が困難な障がいのある人が、自立した社会生活を営むことができるよう支援する。

また、生活の質を向上させ生きがいを高めることができるよう、趣味や見聞を広げることを支援する。

《基本方針》

- ① 利用者一人ひとりの生活を尊重し、生きがいを高めることができるような日中活動や社会参加活動の機会を提供する。
- ② 利用者が、より豊かな生活を送ることができるよう教室活動を実施する。
- ③ 利用者の健康維持のため、家庭や関係機関と連絡をとり支援を行う。

2 重点項目

- (1) 近隣の小学校、中学校との福祉交流会を実施する。
- (2) センター近隣で行われるイベントに参加し、利用者が地域の文化に触れる機会を設ける。
- (3) 発達障がいや就労が困難な利用者を対象に、自立をサポートする活動を実施する。
- (4) 新規教室の実施や関係機関との連携により新規利用者を受入れ、1 日平均利用利用者数の向上を目指す。

3 主な事業

項目		事業内容
基礎的事業	(1)日常生活支援	移動、移乗、食事、排泄等日常生活支援
	(2)衛生管理・健康管理	体力測定、バイタルチェック等を行い、利用者の健康管理
	(3)創作的活動・生産活動	季節、行事をテーマにした塗り絵や工作、作品展用の合同作品の製作等の創作活動、アイロンビーズ製品の作成等
機能強化事業	(4)オルゴール教室	各種教室(絵手紙教室、笑いヨガ、パソコン教室、ケア体操教室、歴史教室等)の開催
	(5)諸活動	脳トレーニングゲーム、カードゲーム、TV体操、クッキング、自立サポート活動等の実施
	(6)社会体験	買い物や外食、お花見、作品展見学等の外出体験の実施
	(7)地域との交流	小学生や中学生との福祉交流会の実施や他施設との交流地域のイベントへの参加
	(8)入浴支援	ミスト浴やシャワー浴等の実施
その他	家族との情報共有 福祉系学生実習や、ボランティアの受入 利用者宅への送迎	

時間	日課
8:30 ~	開所
9:30 ~	自己通所者到着・個別活動
10:00	バイタルチェック
10:30 ~ 11:30	朝の会、日中活動・教室
11:30 ~ 13:00	昼食、口腔ケア、昼休み
13:00 ~ 14:45	日中活動・教室
14:45 ~ 15:00	帰りの会
15:00 ~ 16:00	個別活動
17:15	閉所

15 身体障害者福祉センター

[根拠法令等：身体障害者福祉法第31条]

1 運営方針

地域の障がいのある人の社会参加、教養の向上、健康の増進を図るため、各種講座を実施する。また、地域社会との交流を図り、レクリエーションのための便宜の供与等の事業を行う。

2 重点項目

講座は2期制及び3期制にて実施し、内容を充実させ利用しやすいようにしていく。

地域との交流を深めるため、夏休みに子どもボランティアを積極的に受け入れていく

3 主な事業

項目	事業内容	計画件数等
(1)趣味・余暇活動としての講座	編み物	全8回×3期 定員10人
	カラオケ	全8回×3期 定員13人
	書道(2クラス)	全8回×3期 定員20人
	健康吹き矢	全7回×3期 定員15人
	英会話	全5回×3期 定員10人
	親子英会話	全6回 定員 親子6組
	アート・アート	8回×3期 定員10人
	特別講座(フラワーアレンジメント等)	随時 定員 大人15人 親子8組
	水泳・スポーツ	12回×2期 定員20人
	親子スイミング	12回×2期 定員20人(10組)
(2)レクリエーションのための便宜の供与	夏休みスイミング	全3回
	親子スポーツ	8回×2期 定員20人(10組)
(3)地域との交流	講座OBグループへの継続活動支援	16回 100人
(3)地域との交流	障害者週間等の作品展示	3回
	利用者及び地域の親子を対象として浜松16ミリ映写技術協会と「夏休み16ミリフィルム上映会」を実施	2回
	中学生福祉体験の実施	5回
	夏休みに小・中学生ボランティア体験の実施	15人
(4)作品募集	浜松市内全域の障がいのある人から全国障害者総合福祉センター主催の「障がい者による書道・写真全国コンテスト」の作品を募集し、とりまとめを担当	1回

16 障害者体育館・プール

1 運営方針

発達医療総合福祉センター各施設の訓練、療育、日中活動等による利用のほか、施設の有効利用のため、在宅の障がいのある児者への一般開放及び障がい児者団体への貸出を行う。

2 重点項目

(1)温水プール一般開放は、4月から11月まで月・火・水・金・土曜日に開放を行う。

12月から3月まで月・火・金曜日に開放を行う。

7月から9月は日曜日に開放を行う。

(2)体育館は、センター内利用がない場合、予約による団体貸出を行う。

(3)安心して利用していただけるよう施設設備の整備及び改善を図っていく。

3 主な事業

項目	事業内容			計画件数等
(1)センター内利用	発達医療総合福祉センター内の施設・療育における体力づくり、訓練の場としての利用	体育館	利用日数 延べ利用者数	200 日 9,900 人
		温水プール	利用日数 延べ利用者数	150 日 2,900 人
(2)障がい児者利用	'子ども'と'大人'に分けたり'子ども・大人'と一緒にした一般開放 夏休みの特別開放	体育館	利用日数 延べ利用者数	50 日 200 人
		温水プール	利用日数 延べ利用者数	170 日 2,000 人
(3)障がい児者団体への貸出	事前予約による障がい児者団体への貸し出し	体育館	利用日数 延べ利用者数	200 日 6,300 人
		温水プール	利用日数 延べ利用者数	100 日 1,000 人

※人数には介助者を含みます。

17 共通事業

1 主な事業

項目	事業内容																																																	
(1) 交通機関の確保	シャトルバス運行	遠州西ヶ崎駅～発達医療総合福祉センター間の無料 シャトルバスの運行 西ヶ崎駅⇒発達医療総合福祉センター(1日4便) 発達医療総合福祉センター⇒西ヶ崎駅(1日4便)																																																
	福祉バス	浜松駅～発達医療総合福祉センター間の運行 (1日1便、車椅子4台利用可) 年間 2,200 人																																																
	施設等利用者送迎	市内をコース別に分けた利用者の送迎 利用者安全確保のため職員1名が添乗																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>運行日数(日)</th> <th>実乗車人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td> <td>243</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td> <td>243</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>はばたき</td> <td>244</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>ふれんず</td> <td>243</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>ひまわり</td> <td>231</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>オルゴール</td> <td>244</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>219</td> </tr> </tbody> </table>									施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)	かがやき(生活)	243	50	かがやき(就労)	243	8	はばたき	244	28	ふれんず	243	27	ひまわり	231	71	オルゴール	244	35	合 計		219																
施設名	運行日数(日)	実乗車人数(人)																																																
かがやき(生活)	243	50																																																
かがやき(就労)	243	8																																																
はばたき	244	28																																																
ふれんず	243	27																																																
ひまわり	231	71																																																
オルゴール	244	35																																																
合 計		219																																																
(2) 給食・レストラン	普通食以外に嚥下障がいを対象としたまとまり食や胃ろう食、肥満を対象としたダイエット食やアレルギー除去食等の利用児者の身体状況に適した給食の提供 多くの人に利用してもらうことができるようなメニューによるレストランの運営																																																	
	ア 栄養給与目標量(給食)																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>エネルギー(kcal)</th> <th>蛋白質(g)</th> <th>脂肪(g)</th> <th>カルシウム(mg)</th> <th>鉄(mg)</th> <th>ビタミンA(ug)</th> <th>ビタミンB1(mg)</th> <th>ビタミンB2(mg)</th> <th>ビタミンC(mg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成人(普通食)</td> <td>650</td> <td>25</td> <td>16.6</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>成人(ダイエット食)</td> <td>524</td> <td>20</td> <td>13.3</td> <td>236</td> <td>2.9</td> <td>258</td> <td>0.47</td> <td>0.47</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>幼児(普通食)</td> <td>383</td> <td>15</td> <td>10.6</td> <td>190</td> <td>1.8</td> <td>149</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>										区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)	成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33	成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33	幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13
区分	エネルギー(kcal)	蛋白質(g)	脂肪(g)	カルシウム(mg)	鉄(mg)	ビタミンA(ug)	ビタミンB1(mg)	ビタミンB2(mg)	ビタミンC(mg)																																									
成人(普通食)	650	25	16.6	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																									
成人(ダイエット食)	524	20	13.3	236	2.9	258	0.47	0.47	33																																									
幼児(普通食)	383	15	10.6	190	1.8	149	0.23	0.26	13																																									
	※ 昼食のみの提供となるため、一日の栄養所要量の33%を基準に提供する。																																																	

項目	事業内容	計画件数等																												
	<p>イ 施設別給食利用予定数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>定員</th><th>年間利用日数(日)</th><th>1日平均提供食数(食)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かがやき(生活)</td><td>40</td><td>243</td><td>42.0</td></tr> <tr> <td>かがやき(就労)</td><td>10</td><td>243</td><td>9.0</td></tr> <tr> <td>はばたき</td><td>20</td><td>244</td><td>20.0</td></tr> <tr> <td>ふれんず</td><td>20</td><td>243</td><td>17.0</td></tr> <tr> <td>ひまわり</td><td>70</td><td>231</td><td>70.0</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>160</td><td>1,204</td><td>158.0</td></tr> </tbody> </table>	施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)	かがやき(生活)	40	243	42.0	かがやき(就労)	10	243	9.0	はばたき	20	244	20.0	ふれんず	20	243	17.0	ひまわり	70	231	70.0	合計	160	1,204	158.0	
施設名	定員	年間利用日数(日)	1日平均提供食数(食)																											
かがやき(生活)	40	243	42.0																											
かがやき(就労)	10	243	9.0																											
はばたき	20	244	20.0																											
ふれんず	20	243	17.0																											
ひまわり	70	231	70.0																											
合計	160	1,204	158.0																											
	<p>ウ その他 給食の摂取状況把握や情報提供等</p>																													
	<p>エ 栄養相談指導 外来患者の栄養指導、施設利用者の栄養相談等</p>																													
	オ レストランの利用予定数(年間243日、26,000食)																													
(3) ボランティア活動 受け入れ	発達医療総合福祉センター内のボランティア希望者の受入	800 人																												
(4) 施設見学	発達医療総合福祉センター全体の見学を希望する団体の受入	12団体 300 人																												
(5) 自動販売機の 設置	利用者に対するサービスの提供のために清涼飲料自動販売機の 設置	7 台																												

2 自主事業

(1) はままつ友愛の さと祭り	発達医療総合福祉センターを開放し、地域の方との交流を深め、発達医療総合福 祉センター事業や障がいについて理解を深めてもらうことを目的に開催 (年1回)
(2) はままつ友愛の さと作品展	発達医療総合福祉センター展示ロビー及び地域の展覧会場にて、利用者が製作 した作品の展示や日頃の活動の成果を発表(年1回)
(3) 福祉講演会	地域住民の福祉への理解と向上に向けた取り組みとして、地域住民や福祉施設 職員等を対象に講演会の開催(年1回) ※福祉センター(成人施設部門)が担当

18 法人本部（事務局）

1 事務事業

項目	事業内容
(1) 理事会	年2回(5月及び3月)その他必要な都度招集
(2) 評議員会	年2回(6月定時評議員会及び3月臨時評議員会)その他必要な都度招集
(3) 監査	年2回(5月及び11月)その他指導監査の立会い等必要な都度監査の実施
(4) 諸規程等の制定及び改廃	法令改正その他社会情勢の変化等に合わせた諸規程等の制定及び改廃
(5) 事業・会計の統括	施設担当者を配置し、事業計画、予算、事業報告、決算を取りまとめ 施設からの相談を受け、事業実績の検証作業を踏まえた指導助言 顧問税理士事務所の指導助言のもと、適正な税務処理
(6) 人事・労務管理	顧問社会保険労務士の指導助言のもと、勤務時間の管理及び施設への改善点の還元 産業医の指導助言のもと職員の健康管理の実施
(7) 社会保険・労働保険・給与計算事務	法令改正等に適切に対応するため、社会保険・労働保険の諸手続き並びに給与計算事務を顧問社会保険労務事務所に委託
(8) 職員の福利厚生	職員への被服等の貸与、雇入れ時健康診断、定期健康診断、ストレスチェックの実施 浜松市・湖西市勤労者共済会の制度を利用した職員の福利厚生の充実
(9) 会議・委員会	経営会議、調整会議を毎月2回程度開催 必要に応じた委員会、作業部会の設置と審議

2 委員会・部会組織による取り組み

事務局を中心に、組織横断的に活動すべきものは各種委員会や作業部会を設置して取り組む。

(1) 情報発信

利用者に選ばれる施設、透明性のある経営に取り組むため、法令に則り事業報告書、決算報告書、監査報告書などを事業所に備え置くとともにホームページで公開する。

また、広報部会ではホームページ・ブログで情報を発信し、地域の人々に情報を届ける。

(2) 個人情報保護

個人情報保護方針に基づく個人番号を含めた個人情報の保護に対する取組姿勢については、利用者及びその家族にわかりやすく説明し、取得や利用の同意を得る。利用者個人の権利利益を保護するため、個人情報は適正に取り扱う。

運用については、個人情報・情報公開部会にて法令改正等に速やかに対応する。

(3) 権利擁護体制の構築

利用者からの苦情・意見に対して迅速かつ適正に対応する。

障害者虐待防止法や障害者差別解消法に基づく福祉・医療関係事業者向けガイドラインに沿った職

員研修等をサービス向上部会が実施し、利用者の権利擁護に努める。

(4) 危機管理体制

施設における利用者の安全を確保し、利用者の健康を維持するため、リスクマネジメント部会で危機管理に関する情報を集約、分析し、対応策及び再発防止策を検討する。また、事故の未然防止を図るために、事故に関する情報だけでなく、ひやりとした経験(ヒヤリ・ハット)に関する情報も集約、分析し、職員間で共有する。

万一事故が発生した場合に迅速かつ適切な初動体制がとれるように、各担当部会が不審者対策、利用者行方不明捜索、AED操作等の職員研修や訓練を主催し、マニュアルの整備等を行う。

(5) 防災体制の整備

防火管理者と防災部会により、隨時防災計画を見直し、定期的に防災訓練(総合訓練、施設ごとの訓練)を行い、台風・大雨・洪水・地震・津波等の災害発生時の被害を最小限に止め、利用者の安全確保に努める。

災害発生時の職員や利用者及びその家族の状況把握のためには、携帯電話やスマートフォンを利用した安否確認システムを活用できるように操作及び稼働に万全を期す。

また、台風や地震に伴う停電時に、浜松市のマイクログリッド事業による太陽光発電と浜松市発達医療総合福祉センターに配備された蓄電池を活用し、医療的ケアを必要とする人たちにバッテリー充電用電源のための緊急避難場所としての役割が果たせる体制を整備する。

(6) 交通安全の徹底

発達医療総合福祉センターにおいては施設利用者の送迎用や相談支援用に多くの車両を運行しており交通事故のリスクが高くなっているため、安全運転管理者、副安全運転管理者と交通安全部会は、立哨活動やインターネットで情報発信、年末時は交通安全宣言書に署名するなどを通じて交通安全に対する職員の意識を高める。

また、危険運転や交通事故の事実確認、被災への迅速な対応のため、全車両へのドライブレコーダー設置を進める。

(7) 感染症への取り組み

インフルエンザの罹患を未然に防ぎ、利用者への感染を防止するため、職員に予防接種を推奨するとともに費用を助成したり、感染症対策部会によるインフルエンザウィルス、ノロウィルスなどの対策に関する研修などを実施する。

3 働き方改革への対応

(1) 勤怠管理システムの安定的な運用

勤務時間の適正な把握のため各職員による打刻の周知と効率よく処理するための勤怠管理システムの安定的な運用に努める。

(2) 年次休暇の確実な取得と時間外勤務・休日勤務の縮減

ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)の実現のため、年次休暇の自主的な取得と時間外勤務・休日勤務の縮減に努める。パソコンやインターネットに習熟し時短を意識した働き方を目指し、勤怠管

理システムで得た服務データを活用し勤務の状況を把握することで、労働基準法の規定による年次休暇 5 日の確実な取得に留まらず、次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定した一般事業主行動計画の年度目標達成に努める。

(3) 職員の健康管理

時間外勤務等の縮減に伴い、長時間勤務による心身の故障のリスクは低減が見込まれるが、多様化複雑化するニーズに対応することについて心身の故障のリスクは高まっていくため、定期健康診断及びストレスチェックの結果を産業医の指導助言を得て衛生委員会で検討し職場に還元する。

(4) 同一労働同一賃金への対応

短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム・有期雇用労働法)の施行に基づき、(正規)職員と再雇用職員・準職員・臨時職員の勤務条件について人事労務研修の受講などを通じて情報を収集し、顧問社会労務士の指導のもと、その均等・均衡待遇に努める。

4 人材確保(職員採用)

職員の退職等に伴う補充採用は少子化を背景に困難な状況が続いているが、令和元年度に刷新された公共職業安定所のハローワークインターネットサービスや事業団のホームページで職員募集を効率的に行う。

5 人材育成(職員研修)

- (1) 中途採用者が多く年齢や経験が多様化しているため、採用時に事業団職員としての基本的な考え方、仕事に取り組む心構え等を身に着ける接遇・ビジネスマナー研修を実施する。
また、在籍する職員にもビジネスマナーや仕事の進め方の振り返り研修を実施し、世代間格差によるコミュニケーションの齟齬を原因とする業務の中止・やり直しを繰り返さない効率的な業務の進め方の一助とする。
- (2) 役職や専門分野の知識や技術を深め、質の高いサービスを提供するため、内部研修、外部研修を実施するとともに、就業環境が安定し、雇用長期が長期化するにつれ専門性の職員間格差が拡大しないように、組織の指揮命令系統や進捗管理の管理を強化する。そのために特に所長、施設長級の職員を対象とした管理者研修ではマネジメント研修に注力する。
- (3) 勤務上の課題に積極的に取り組み、法人全体のサービスの質の向上及び充実と職員の専門性の向上に資することを目的に、「事業団職員実践発表会」にて取り組みの成果を発表する。

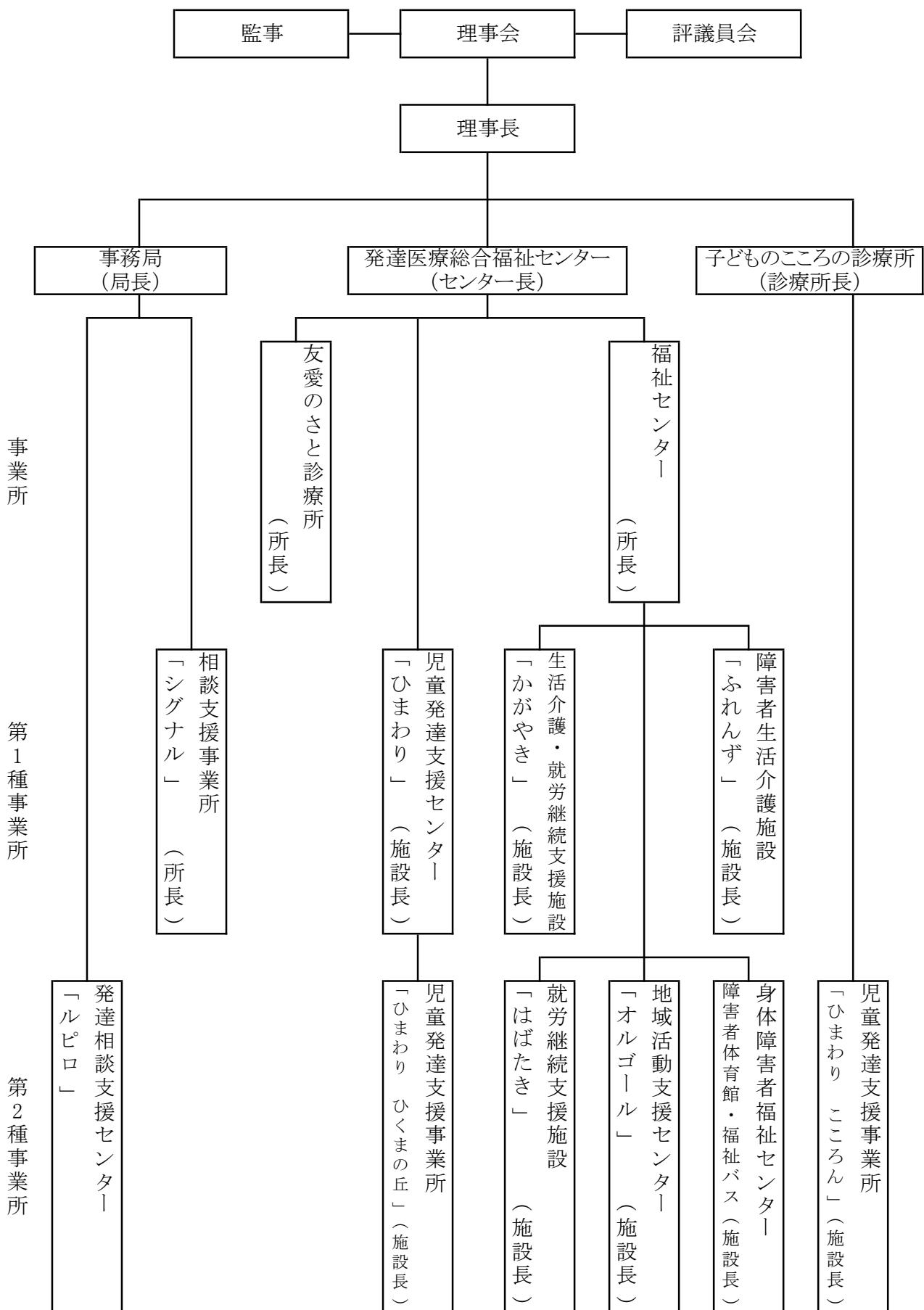
6 法人経営の透明性、信頼性の向上への取り組み

厚生労働省による社会福祉法人に設置される会計監査人の導入効果等に関する調査の結果では、設置のメリットに一定の効果が認められているが、設置水準の引き下げについては延期のままとなっている。引き続き将来の会計監査人の設置への動向を調査しつつ、顧問税理士の指導のもと健全な経理事務を遂行する。

【職員研修計画】

研修分類	研修内容	対象者
内 部 研 修	新採職員研修	新規採用研修
		チューター研修
		金曜勉強会
	階層別研修 (職務級別研修)	一般職員研修
		リーダー職員研修
		管理者研修
	テーマ別研修	接遇・ビジネスマナー研修
		事務・会計研修
		部会・委員会関係研修
		事業団職員実践報告
	管理・経営・人材育成・交流関係研修	管理職、担当者他
	監査関係研修	監査担当者
	会計事務研修	財務担当者
外 部 研 修	階層別研修	リーダー職員研修
		主幹・副主幹等
	業務資格関連研修	施設長等研修
		主幹・副主幹等
		サービス管理責任者等研修
		相談支援専門員候補者
		サービス管理者等の候補者
	専門研修等	相談・サビ管等現任研修
		資格更新研修(5年ごと)
		社会福祉士実習指導者講習会
	部会・委員会関係研修	社会福祉士実習担当者
	専門研修等	介護福祉士実習指導者講習会
		介護福祉士実習担当者
		各種学会
		対象者
		専門分野研修、講演会
		対象者
		視察
		対象者

7 組織図



8 職員配置予定人数

施設等 職種	事務局長	事務局	発達医療総合福祉センター										子どものこころの診療所 ひまわり こころん	計	
			発達相談支援センター ルピロ	相談支援事業所 シグナル	友愛のきと診療所	ひまわり	ひまわり ひくまの丘	身体障害者福祉センター	地域活動支援センター	かがやき	はばたき	ふれんず			
支 援 員	(1)	7 (1)	2 (1)	12 (3)	2 (4)	1 (7)	2 (14)	1 (2)	4 (10)	2 (4)	2 (13)	5 (2)	(1)	40 (62)	
医 師					4 (11)							4 (5)		8 (16)	
薬 剤 師															
保 健 師				1	1 (1)							1		3 (1)	
看 護 師					4 (4)	2 (1)			1		3	4		14 (5)	
臨 床 心 理 士 (公認心理師)					7 (4)	2 (1)	(1)					4 (3)		13 (9)	
診療放射線技師					1									1	
臨 床 検 査 技 師					1									1	
言 語 聽 觉 士					3 (1)							5		8 (1)	
理 学 療 法 士					5						1 (1)			6 (1)	
作 業 療 法 士					4 (1)	1			(1)					5 (2)	
視 能 訓 練 士					1									1	
管 理 栄 養 士						1								1	
保 育 士				5	19 (12)	1 (2)							2 (1)	27 (15)	
計		7 (1)	2 (1)	18 (3)	31 (26)	27 (21)	2 (3)	2 (14)	1 (2)	5 (11)	2 (4)	6 (14)	23 (10)	2 (2)	128 (112)
内数:産休・育休職員					1	1	2							4	

※ 注1 ()内の数字は非常勤医師、再雇用職員、準職員及び臨時職員の人数で外書き。

※ 注2 産休・育休職員含む。